

男女共同参画社会の実現を目指して

2014年2月発行 編集・発行：忠岡町人権広報課 電話：22-1122 FAX：22-0364

「忠岡町男女共同参画推進条例」を平成25年4月1日から施行

町は、平成23年3月に「忠岡町男女共同参画計画」を策定し、男女があらゆる分野においていきいきと輝き、個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指してきました。その実現に向けて、町の姿勢を明らかにし、私たち一人ひとりができることを考え実行するために「忠岡町男女共同参画推進条例」を制定し、平成25年4月1日から施行しました。

どうして条例が必要な？

少子化、高齢化、国際化、高度情報化、労働環境等の変化の中で、すべての住民が平和で豊かに暮らしていくためには、男女が社会の対等な構成員として様々な分野に参画し、共に利益を享受し、責任を分かち合う男女共同参画社会の実現が重要です。本町も、「忠岡町男女共同参画計画」を策定するなど、これまでも男女共同参画計画の施策に取り組んできました。さらに条例を作ることで、町としての姿勢をはっきりと示すとともに、男女共同参画社会実現の施策をより一層進めるための指針と致します。



主な内容

●町の責務

- ・男女共同参画の推進に関する施策を総合的・計画的に策定・実施します。
- ・施策の実施に当たっては、住民、事業者、国及び他の公共団体と連携して取り組みます。

●住民の責務

- ・家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めます。
- ・町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めます。

●事業者の責務

- ・事業活動を行うに当たり、男女共同参画の推進に積極的に取り組むよう努めます。
- ・町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めます。

●禁止事項

性別を理由とする差別的取扱い、セクシャル・ハラスメント(※1)、ドメスティック・バイオレンス(※2)

条例の基本理念

- (1)男女の人権の尊重、差別的取り扱いの禁止
- (2)社会における制度や慣行についての配慮
- (3)政策・方針の立案・決定に参画する機会の確保
- (4)家庭生活と他の活動の両立
- (5)国際的協調
- (6)男女の性についての理解、性と生殖に関する自己決定の尊重、生涯を通じた健康な生活への配慮
- (7)女性に対する暴力の根絶



(※1) セクシュアル・ハラスメント

職場その他の社会的関係において、他の者に対し、その意に反した性的な言動をすることによりその者の就業環境等を害し、又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

(※2) ドメスティック・バイオレンス

配偶者等からの身体的、心理的、経済的又は性的な暴力。結婚していない恋人からの暴力は「デートDV」ともいう。

～DVってなに？～



男女共同参画社会の実現を妨げる問題のひとつに、DVがあります。DVとは「Domestic Violence（家庭内暴力）」の略称で、最近では主に「**配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力**」という意味で使われています。DVは、相手を支配するために様々な暴力を振るい相手を傷つける重大な人権侵害であり、絶対に許されない行為です。一般的には男性が女性に暴力を振るうというイメージが強いですが、女性が男性に暴力を振るうケースもあります。

■主なDVの形態と例

<p>身体的暴力</p> <p>叩く、殴る、蹴る、物を投げつける、首を絞める、刃物等を突きつける、髪を引っ張る、突き飛ばす、外に締め出す、食事や飲料を与えない など</p>	<p>精神的暴力</p> <p>どなる、無視する、馬鹿にする、脅す、暴言を吐く、何でも従わせようとする、相手の物を壊す・捨てる、過剰な頻度で連絡させる、相手のせいにする など</p>
<p>性的暴力</p> <p>見たくないのにポルノビデオや雑誌を見せる、性行為を強要する、避妊に協力しない、無理やりさわる・キスする、中絶を強要する など</p>	<p>経済的暴力</p> <p>生活費を渡さない、自由にお金を使わせない、お金の使い方を細かく調べる、お金をたかる、酒や賭け事に生活費をつぎ込む、働かせない など</p>
<p>社会的隔離</p> <p>外出させない、親兄弟や友人に会わせない、行動や服装等を細かく監視・制限・指示する、電話・メール・郵便を監視・制限する など</p>	<p>子どもを巻き込んだ暴力</p> <p>子どもに暴力を振るう、子どもに暴力を見せる、子どもに相手の悪口を吹き込む・言わせる、「子どもを取り上げる」等と脅す など</p>

加害者は、暴力を振るう時とやさしい時があるため、被害者は「やさしい時が本当の姿」「私が怒らせなければ大丈夫」と思いがちですが、暴力はその後もくり返され、内容もエスカレートしていきます。



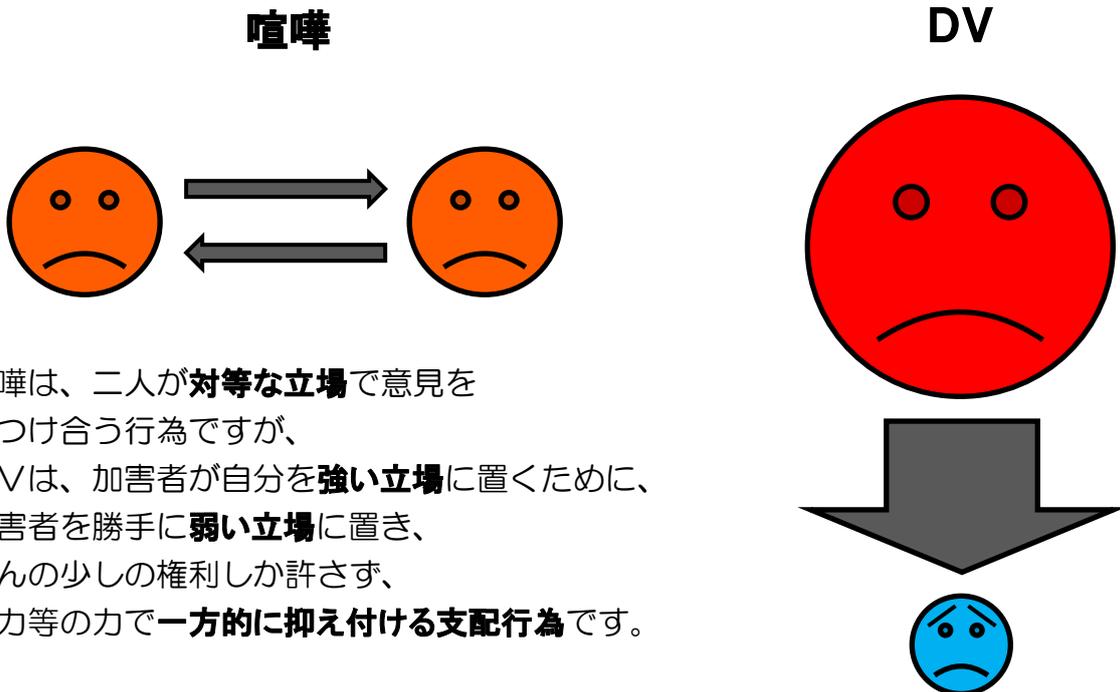
■DV加害者・被害者の心理

DVの加害者と被害者は、次のように思っている場合が多いです。

加害者（自分を正当化する傾向）	被害者（暴力により自尊心や判断力が低下する傾向）
<ul style="list-style-type: none"> 自分を怒らせた相手が悪い 女は男に従うものだ（加害者が男性の場合） 自分の行為は暴力・束縛ではなく愛情だ 自分の行為は暴力ではなくしつけ・教育だ 自分の言うとおりにすればすべて上手くいくのに、従わない相手が悪い 自分にはすべての欲求を満たしてもらい権利があり、満足させない相手が悪い 	<ul style="list-style-type: none"> 相手を怒らせた自分が悪い 他の人に知られるのが恥ずかしい 相手が暴力を振るうのは私を愛しているからだ 逃げたら殺されるかもしれない 助けてくれる人は誰もいない 逃げても経済的にやっていけない 逃げることで仕事や人間関係等を失うのが怖い 逃げたら子どもの安全や将来がどうなるか心配

■DVと喧嘩の違い

DVは、周りの人からは単なる痴話喧嘩と捉えられる場合がありますが、**二つは大きく違います。**



もしもご家族や友人など周りの人から相談されたら

- まずは相手の身の安全を確認し、命の危険があるような状況の時は、迷わず警察に連絡してください。
- 疑ったり批判したりせずに、相手の気持ちをそのまま受け止めて、じっくりと話を聞いてください。
被害者がうまく話せなくても、イライラせずに落ち着いて聞いてください。
- 「愛されてるね」「好きで一緒になったんでしょ」「よくある事だよ」「あなたにも原因があるんじゃないの」「相手の言い分も聞かないと」「そんなの別れたらいいじゃない」等の言葉は絶対に言ってはいけません。
- 相談されたことは、加害者はもちろん、被害者の家族や友人であろうと、許可なく口外してはいけません。
- 被害者は「おまえが悪いから暴力になるんだ」と加害者に言われ続けているため、加害者の暴力は自分のせいだと思い込んでいる場合があります。
「あなたは悪くない」「暴力は許されないことだ」とはっきりと伝えてください。
- 「これからあなたがどうしたいか、一緒に考えていこうね」と被害者の意思を尊重してください。
「こうするべきだ」と被害者の意思や事情を無視して一方的に物事を決めるのは、加害者と同じです。
- すぐに相談できる存在として、「何かあったらすぐに連絡してね」と伝えてください。
- 一人で解決しようとせずに、相談機関や警察へもご相談ください。
ただし、連絡や通報は、身の危険があるような場合を除き、被害者の意思を尊重して行ってください。
- 被害者がなかなか決断できなくても、急かしたり責めたりせずに、被害者が自分で選んで決めるのを落ち着いて待ってください。





～各種相談機関のご紹介～



ひとりで悩まずに是非ご相談ください

◎総合相談	
★忠岡町役場人権広報課 ☎0725-22-1122 9:00～17:30（土日・祝日・年末年始は除く）	★忠岡町文化会館相談専門ダイヤル ☎0725-33-2323 毎月第3水曜日 13:30～15:30（申込不要）
★女性の人権ホットライン ☎0570-070-810 8:30～17:15（土日・祝日・年末年始は除く）	★インターネット人権相談 http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html 24時間利用可能
★ドーンセンター （大阪府男女共同参画・青少年センター） ●電話相談 ☎06-6937-7800 火～金曜日 17:00～20:00 土・日 10:00～16:00 ●面接相談予約 ☎06-6910-8588 火～金曜日 13:30～18:00 18:45～21:00 土・日 9:30～13:00 13:45～18:00	★みんなの人権110番 ☎0570-003-110 8:30～17:15 （土日・祝日・年末年始は除く） 
◎DV相談	
★内閣府男女共同参画局DV相談ナビ ☎0570-0-55210 24時間利用可能	★大阪府女性相談センター ☎06-6949-6022 06-6946-7890 9:00～20:00（祝日・年末年始は除く）
★大阪府岸和田子ども家庭センター ☎072-441-7794（DV相談専用電話） 9:00～17:45（土日・祝日・年末年始は除く）	★女性に対する暴力電話相談（大阪弁護士会） ☎06-6364-6251 毎月第2木曜日 11:30～13:30（祝日・年末年始は除く）
◎生活相談・就労相談	
★大阪府母子福祉センター （母子家庭等就業・自立支援センター） ●母子家庭生活相談ダイヤル ☎06-6762-9498 月～土曜日 10:00～16:00 ●法律相談 ☎06-6762-9498 毎月第3木曜日 13:00～15:00 ●養育費相談ダイヤル ☎06-6762-9995 月～木曜日 10:00～16:00	★OSAKA しごとフィールド（大阪府立労働センター） ●代表電話・キャリアカウンセリング予約 ☎06-4794-9198 平日 9:00～20:00（19:00受付終了） 土曜日 9:00～16:00（15:00受付終了） （日・祝日・年末年始は除く） ●大阪東ハローワークコーナー ☎06-7669-9571 10:00～18:30（土日・祝日・年末年始は除く）
★ハローワーク堺マザーズコーナー ハローワーク堺 堺駅前庁舎 ☎072-238-8303 マザーズコーナー予約番号 ☎072-238-8301 平日 10:00～18:30 土曜日 10:00～18:00 （日・祝日・年末年始は除く） ※土曜日はマザーズコーナー業務は行っていません	★大阪マザーズハローワーク ☎06-7653-1098 平日 10:00～19:00 土曜日 10:00～18:00 （日・祝日・年末年始は除く）
★ひとり親家庭相談（土日夜間電話相談） ☎072-923-4152 平日夜間 18:00～23:00 土・休日 10:00～17:00 休日夜間 18:00～23:00（年末年始は除く）	